

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前備置書類

(株式移転に係る事前備置書類)

2022 年 1 月 11 日

株式会社青森銀行

2022年1月11日

株式移転に係る事前備置書類

青森県青森市橋本一丁目9番30号
株式会社青森銀行
取締役頭取 成田 晋

株式会社青森銀行（以下「青森銀行」といいます。）及び株式会社みちのく銀行（以下「みちのく銀行」といい、青森銀行とみちのく銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、株式移転の方式により、2022年4月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社プロクレアホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）といたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1 株式移転計画書

別添1「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

2 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

両行は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両行のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式及び第一種優先株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

会社名	青森銀行	みちのく銀行
株式移転比率 (普通株式)	1	0.46
株式移転比率 (A種優先株式)	—	0.46

(注1) 株式の割当比率

青森銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、みちのく銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.46株を割当交付いたします。また、みちのく銀行のA種優先株式1株に対して、共同持株会社の第一種優先株式0.46株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日まで

の間において、青森銀行若しくはみちのく銀行の財産状態若しくは経営状態に重大な悪影響を与える事由が発生し、又はかかる事由が存在することが判明した場合等には、両行で協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式：28,659,974株

上記は、青森銀行の2021年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(20,512,161株)及びみちのく銀行の2021年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数(18,135,395株)を前提として算出しております。但し、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までに、それぞれが保有する自己株式(但し、青森銀行の役員報酬BIP信託及びみちのく銀行の株式給付信託の信託財産としてそれぞれの信託口が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)の全部を消却する予定であるため、青森銀行の2021年9月30日時点における自己株式数(129,472株)及びみちのく銀行の2021年9月30日時点における自己株式数(141,297株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、青森銀行又はみちのく銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の2021年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

第一種優先株式：1,840,000株

上記は、みちのく銀行の2021年9月30日時点におけるA種優先株式の発行済株式総数(4,000,000株)を前提として算出しております。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることが請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

2. 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両行は、基本合意書に基づき、2022年4月1日を目処に共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

青森銀行は、下記2.(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、青森銀行の第三者算定機関として大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関である大和証券から2021年11月11日付で受領した株式

移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの法的助言を参考に、青森銀行がみちのく銀行に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記1.「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、みちのく銀行は、下記2.（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、みちのく銀行の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から2021年11月11日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言を参考に、みちのく銀行が青森銀行に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記1.「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるという判断に至り、2021年11月12日付で開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両行との関係

青森銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和証券は、青森銀行及びみちのく銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、みちのく銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券は、青森銀行及びみちのく銀行からは独立した算定機関であり、青森銀行及びみちのく銀行の関連当事者には該当せず、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、青森銀行及びみちのく銀行の株主たる地位を有しておりますが、本株式移転に関して青森銀行及びみちのく銀行との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。みちのく銀行が確認したところ、みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の株主の地位とは独立した立場で本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を行っているとのことです。みちのく銀行は、みずほ証券とみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること、みちのく銀行とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を青森銀行及びみちのく銀行から独立した第三者算定機関として選定したとのことです。

② 算定の概要

大和証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、青森銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、みちのく銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価法	0.42～0.45
2	DDM法	0.45～0.59

なお、市場株価法では、株式移転比率算定書作成日である2021年11月11日（以下「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値及び基準日までの1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自に検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は、両行及びそれらの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定義される「関係会社」をいいます。以下、同じとします。）の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両行それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両行それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的かつ適正な手続に従って作成されていることを前提としており、青森銀行の同意を得て、青森銀行及びみちのく銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。算定の基礎となる両行の将来の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。大和証券の算定は、2021年11月11日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

みずほ証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属するキャッシュフローを資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、青森銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、みちのく銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	0.42～0.45
2	類似企業比較法	0.44～1.02
3	DDM法	0.34～0.97

なお、市場株価基準法では、株式移転比率算定書作成日である2021年11月11日（基準日）を基準として、基準日の株価終値及び基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への依頼も行っておりません。みずほ証券の株式移転比率の算定は、2021年11月11日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。なお、みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

（3）共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両行は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。なお、2022年4月1日に東京証券取引所市場第一部への上場を予定しておりますが、2022年4月4日に予定される東京証券取引所の新市場区分への変更の際には、プライム市場への市場変更を目指しております。

また、両行は、本株式移転により共同持株会社の子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2022年3月30日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、共同持株会社の株式上場日及び両行の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

(4) 公正性を担保するための措置

青森銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

青森銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記2.(1)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として大和証券を起用し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。青森銀行は、第三者算定機関である大和証券の分析及び意見を参考としてみちのく銀行と交渉・協議を行い、上記1.「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2021年11月12日付で開催された取締役会において決議いたしました。

また、青森銀行は大和証券から2021年11月11日付にて、本株式移転における株式移転比率は、青森銀行にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。大和証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については別添2「大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

青森銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、青森銀行の意思決定の方法、過程その他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

他方、みちのく銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

みちのく銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記2.(1)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関としてみずほ証券を起用し、みずほ証券は、本株式移転における株式移転比率に関する交渉及び協議に用いるために、その財務的分析及び算定を行いました。みちのく銀行は、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び助言を参考として青森銀行と交渉・協議を行い、上記1.「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2021年11月12日付で開催された取締役会において決議いたしました。

また、みちのく銀行はみずほ証券から2021年11月11日付にて、本株式移転における株式移転比率は、みちのく銀行の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。みずほ証券の株式移転比率の分析及び意見書に関する前提条件及び免責事項については別添3「みずほ証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

みちのく銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、みちのく銀行の意思決定の方法、過程その他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、青森銀行とみちのく銀行との間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

3. 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

青森銀行及びみちのく銀行は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

(1) 資本金の額 20,000,000,000 円

(2) 資本準備金の額 5,000,000,000 円

(3) 利益準備金の額 0 円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、青森銀行とみちのく銀行が協議のうえ、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであります。

3 会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

両行は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4 みちのく銀行に関する事項

1. 最終事業年度（2021 年 3 月期）に係る計算書類等の内容

別添 4 「2021 年 3 月期に係る株式会社みちのく銀行に関する事項」に記載のとおりであります。

2. 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5 青森銀行において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

別添1「株式移転計画書（写）」

株式移転計画書（写）

株式会社青森銀行（以下「甲」という。）及び株式会社みちのく銀行（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

（1）目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

（2）商号

新会社の商号は、「株式会社プロクレアホールディングス」とし、英文では「Procrea Holdings, Inc.」と表示する。

（3）本店所在地

新会社の本店の所在地は青森県青森市とし、本店の所在場所は青森県青森市勝田一丁目3番1号とする。

（4）発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

新会社の発行可能株式総数は、6,000万株とし、各種類株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式 6,000万株

第一種優先株式 1,380万株

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

取締役（代表取締役社長に選定予定）	成田 晋
取締役（代表取締役副社長に選定予定）	藤澤 貴之
取締役	稲庭 勉
取締役	石川 啓太郎
取締役	田村 強
取締役	森 庸
取締役	白鳥 元生
取締役	須藤 慎治
社外取締役	三國谷 勝範
社外取締役	樋口 一成

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役	中川 晃
社外取締役	岩木川 雅司
社外取締役	若槻 哲太郎
社外取締役	石田 深恵

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

EY 新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本株式移転に際して交付する株式の種類及び数

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している普通株式数の合計に0.46を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式（普通株式）」という。）を交付する。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙のA種優先株式の株主（以下「優先株主」という。）に対し、その所有する乙のA種優先株式に代わり、乙が基準時に発行しているA種優先株式数の合計に0.46を乗じた数の別紙2に記載する内容の新会社の第一種優先株式（以下「交付株式（優先株式）」といい、交付株式（普通株式）と併せて「交付株式」と総称する。）を交付する。

2. 新会社の株式の割当て

(1) 新会社は、前項第1号の定めにより交付される交付株式（普通株式）を、基準時における甲及び乙の普通株主に対して、それぞれ以下の割合（以下「株式移転比率」と個別に又は総称していう。）をもって割り当てる。

① 甲の普通株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株

② 乙の普通株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式0.46株

(2) 新会社は、前項第2号の定めにより交付される交付株式（優先株式）を、基準時における乙の優先株主に対して、その所有する乙のA種優先株式1株に対して新会社の第一種優先株式0.46株の割合をもって割り当てる。

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 資本金の額 | 200億円 |
| (2) 資本準備金の額 | 50億円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |
| (4) 資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額 |

第6条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2022年1月26日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2022年1月26日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、乙は、2022年1月26日を開催日

として乙の普通株主による種類株主総会及び乙の優先株主による種類株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会及び各種類株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手續を行う。
2. 甲及び乙は、新会社が発行する普通株式について、2022年4月4日に予定される東京証券取引所の新市場区分への移行後のプライム市場での上場が維持されるよう、相互に協力して必要な手續を行う。
3. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、①2021年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり25円を限度として、②2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり25円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、①2021年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり10円を限度として、②2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり15円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 乙は、①2021年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり27.65円を限度として、②2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり27.65円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
4. 甲及び乙は、前三項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第 10 条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含むが、甲の役員報酬 B I P 信託及び乙の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（B B T））の信託財産としてそれぞれの信託口が保有する自己株式を除く。）の全部を消却するものとする。

第 11 条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。
2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第 12 条（本計画の効力）

本計画は、第 7 条に定める甲若しくは乙の株主総会若しくは種類株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等（本株式移転に関する銀行法第 52 条の 17 第 1 項に規定される認可、並びに地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律第 3 条第 1 項第 4 号に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第 13 条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に

重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第 14 条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年11月26日

甲：青森県青森市橋本一丁目9番30号
株式会社 青森銀行
代表取締役頭取 成田 晋 印

乙：青森県青森市勝田一丁目3番1号
株式会社 みちのく銀行
代表取締役頭取 藤澤 貴之 印

株式会社プロクレアホールディングス 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社プロクレアホールディングスと称する。
英文では、Procrea Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。
(1) 銀行および銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
(2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務
(3) 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を青森県青森市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、青森県青森市において発行する東奥日報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。
2 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
(1) 普通株式 6,000万株
(2) 第一種優先株式 1,380万株

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の全ての種類の単元株式数は、それぞれ100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 優先株式

(第一種優先配当金)

第13条 当社は、第46条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」と

いう。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.46で除した金額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、次に定める配当年率(以下「第一種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下「第一種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第14条に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(第一種優先配当年率)

第一種優先配当年率=日本円 TIBOR (12ヶ月物) +0.95%

なお、各事業年度に係る第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円 TIBOR (12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「第一種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関(ただし、日本円 TIBOR の公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと合理的に認められるものを指すものとする。「営業日」とは東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、第一種優先配当年率は8%とする。

- 2 ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 3 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第一種優先中間配当金)

第14条 当会社は、第47条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「第一種優先中間配当金」という。)を支払う。

(第一種優先株主に対する残余財産の分配)

第15条 当会社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、

5,000円を0.46で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に次に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

（経過第一種優先配当金相当額）

第一種優先株式1株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- 2 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

（第一種優先株主の議決権）

第16条 第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、(i)第一種優先株式の発行時に株式会社みちのく銀行（以下「みちのく銀行」という。）が発行するA種優先株式の株主が同銀行株主総会において全ての事項について議決権を行使することができるときはその発行時より、(ii)定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、(iii)第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第17条 第一種優先株主は、次項に定める取得を請求することのできる期間中、当会社に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、第3項に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

- 2 取得請求期間は、当会社設立の日より2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。
- 3 当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に5,000円を0.46で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を第4項ないし第8項に定める取得価額で除した数の普

通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

- 4 当初取得価額は、当会社設立の日の時価とする。当会社設立の日の時価とは、2022年3月の第3金曜日（以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日（当初取得価額決定日を含み、株式会社東京証券取引所におけるみちのく銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）のみちのく銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額を0.46で除した金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。
- 5 取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、第8項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。
- 6 取得価額には上限を設けない。
- 7 958円を0.46で除した金額を「下限取得価額」という（ただし、次項による調整を受ける。）。
- 8 イ. 第一種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

（調整後取得価額）

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本第8項において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使

され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、

それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第5項による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第5項による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、第8項に準じて調整する。

- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
 - (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
 - (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合には修正価額）とする。
- ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- 9 第4項ないし第8項に定める取得価額（第19条第2項に定める一斉取得価額を含む。以下、本項において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

（金銭を対価とする取得条項）

第18条 当社は、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も前条第1項に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

- 2 当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.46で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本項においては、第15条第1項に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

（普通株式を対価とする取得条項）

第19条 当社は、取得請求期間の末日までに当社の取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に5,000円を0.46で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

- 2 一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

第20条 当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

- 2 当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(除斥期間)

第21条 第48条の規定は、第一種優先配当金の支払いについてこれを準用する。

第4章 株主総会

(招集)

第22条 当社の定時株主総会は、毎事業年度が終了した日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第23条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第24条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第25条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第25条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第26条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第27条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第28条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(種類株主総会)

- 第29条 第24条、第25条、第26条第1項、第27条および第28条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
- 2 第23条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
 - 3 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第5章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第30条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

- 第31条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第32条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 監査等委員である取締役の補欠の予選に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集)

第33条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第34条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第35条 当社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第36条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第37条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
- 3 取締役社長は、当社を代表する。

(取締役の報酬等)

第38条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結すること

ができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

第6章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第40条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第41条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第42条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息を付さない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第45条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2023年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第38条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の総額は、次のとおりとする。

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 年額300万円以内

(2) 監査等委員である取締役 年額60万円以内

(電子提供措置等の効力発生日)

第3条 第25条の規定は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

2 第25条の2の規定は、施行日に削除されるものとする。ただし、施行日から6か月以内の日を会日とする株主総会については、なお従前の例による。

3 当社の成立の日から施行日の前日までの間の日または施行日から6か月以内の日を会日とする種類株主総会については、第29条の規定中「第25条」を「第25条の2」と読み替えるものとする。

(本附則の削除)

第4条 本附則第1条および第2条は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

2 本附則第3条および第4条は、施行日から6か月を経過した日、本附則第3条第2項ただし書きの株主総会の日から3か月を経過した日、または本附則第3条第3項の種類株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日に削除されるものとする。

株式会社プロクレアホールディングス
第一種優先株式発行要項

1. 発行する株式の種類

株式会社プロクレアホールディングス第一種優先株式（以下「第一種優先株式」という。）

2. 発行する株式の数

1,840,000株

3. 発行方法

当社は、株式会社青森銀行（以下「青森銀行」という。）及び株式会社みちのく銀行（以下「みちのく銀行」という。）を株式移転完全子会社とし、当社を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）に際して第一種優先株式を発行し、本株式移転により当社が青森銀行及びみちのく銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるみちのく銀行のA種優先株式の株主に対し、その所有するみちのく銀行のA種優先株式1株につき第一種優先株式0.46株の割合をもって割当交付する。

4. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金

当社は、定款第46条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.46で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「第一種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第5項に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第一種優先配当年率

第一種優先配当年率＝日本円 TIBOR（12 ヶ月物）＋0.95%

なお、各事業年度に係る第一種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円 TIBOR（12 ヶ月物）」とは、毎年 4 月 1 日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第一種優先配当年率決定日」という。）の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（ただし、日本円 TIBOR の公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと合理的に認められるものを指すものとする。「営業日」とは東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が 8% を超える場合には、第一種優先配当年率は 8% とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロもしくは第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5. 第一種優先中間配当金

当社は、定款第 47 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式 1 株につき、第一種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

6. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質

権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式 1 株につき、5,000 円を 0.46 で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式 1 株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

7. 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、(i)第一種優先株式の発行時にみちのく銀行が発行する A 種優先株式の株主が同銀行株主総会において全ての事項について議決権を行使することができるときはその発行時より、(ii)定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、(iii)第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することのできる期間中、当会社に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

(2) 取得を請求することのできる期間

当会社設立の日より 2024 年 9 月 30 日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に 5,000 円を 0.46 で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取り扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、当会社設立の日の時価とする。当会社設立の日の時価とは、2022 年 3 月の第 3 金曜日（以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の 5 連続取引日（当初取得価額決定日を含み、株式会社東京証券取引所におけるみちのく銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）のみちのく銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額を 0.46 で除した金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記 5 連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

958 円を 0.46 で除した金額（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

- イ. 第一種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合

(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ 5 連続取引日の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。なお、上記 5 連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の 1 ヶ月前の日の、当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv) (b) または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv) (b) または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii) または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1 株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は 0 円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii) および(vi) の場合には 0 円、上記イ. (iii) ないし(v) の場合には価額（ただし、(iv) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (iii) ないし(v) および上記ハ. (iv) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第10項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当会社は、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において当

会社の普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第8項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.46で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第6項(3)に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に5,000円を0.46で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

11. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

13. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以 上

別添2「大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等」

大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

大和証券は、本株式移転比率が青森銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下、「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を提出するに際して、本株式移転比率の分析及び検討を行っておりますが、当該分析及び検討においては、青森銀行及びみちのく銀行から提供を受けた資料及び情報並びに一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は青森銀行の経営陣が、各行から大和証券に提供され、又は大和証券が青森銀行と協議した財務その他の情報について、不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。大和証券は、青森銀行及びみちのく銀行並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。本フェアネス・オピニオンに記載された意見に影響を与える可能性のある青森銀行及びみちのく銀行並びにこれらの関係会社の事実（偶発債務及び訴訟等を含みます。）については、現在及び将来にわたり大和証券に対して未開示の事実が無いことを前提としています。大和証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適用法令の下における青森銀行及びみちのく銀行並びにそれらの関係会社の支払能力又は信用力についても評価を行っておりません。大和証券は、青森銀行及びみちのく銀行並びにそれらの関係会社のいかなる財産又は設備についてもその実地の見分を行っておらず、またその義務を負うものではありません。青森銀行の法務、会計及び税務の各アドバイザーは、青森銀行と予め合意した事項及び範囲においてみちのく銀行に対する各デュー・ディリジェンスを実施しており、大和証券は、かかるデュー・ディリジェンスの対象事項及び範囲について独自に検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンに記載の意見を述べるにあたり、大和証券に提供された青森銀行及びみちのく銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、青森銀行及びみちのく銀行それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適正な手続に従って作成されていることを前提としており、青森銀行の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しています。大和証券は、みちのく銀行におけるA種優先株式の返済計画を含む当該事業計画及び財務予測作成にかかる各種前提条件が正確かつ実現可能であることを前提としており、これらの正確性及び実現可能性について、独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、大和証券が検討した本株式移転に係る株式移転計画書案（以下、「本株式移転計画書案」といいます。）から本株式移転比率に影響を及ぼす変更の行われていない本株式移転計

画書が適法かつ有効に青森銀行及びみちのく銀行の株主総会で承認され、大和証券が検討した本株式移転に係る経営統合契約書案（以下、「本経営統合契約書案」といいます。）と実質的に同一内容を有する本経営統合契約書が青森銀行及びみちのく銀行との間で適切かつ有効に締結されること、本株式移転が本株式移転計画書及び本経営統合契約書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式移転計画書及び本経営統合契約書に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式移転が本株式移転計画書及び本経営統合契約書の条件に従って完了することを前提としています。また、大和証券は、本株式移転が適法かつ有効に実施されること、本株式移転の税務上の効果が両行から提示された想定と相違なく実現すること、本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式移転によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。大和証券は、本株式移転の実行に関する青森銀行の意思決定、あるいは本株式移転と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを青森銀行から依頼されておらず、また検討しておりません。大和証券は、法律、会計及び税務のいずれの専門家でもなく、本株式移転に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。

大和証券は、本件に関するアドバイザー業務提供の対価として、既に受領済みの手数料に加え、青森銀行から本株式移転の成立を支払い条件とするものを含む手数料を受領する予定です。青森銀行は、大和証券の本件に関するアドバイザー業務に関連して生じ得る一定の責任について補償することに同意しています。大和証券は、本株式移転計画書案及び本経営統合契約書案の作成その他の本株式移転に関する交渉の一部に関与して助言を提供しておりますが本株式移転計画書案及び本経営統合契約書案の決定プロセスには関与していません。

大和証券の親会社である株式会社大和証券グループ本社を中心に構成されている大和証券グループは、主たる事業として有価証券関連業を中心とした投資・金融サービス業を行っており、過去、現在及び将来において、青森銀行及びみちのく銀行並びにそれらの関係会社に対して、有償で、有価証券関連サービスを含む投資・金融サービスを提供し又は今後提供することがあります。青森銀行は、本件以外の案件に関し、大和証券又はその関係会社が、現在又は将来、みちのく銀行及びそれらの関係会社に対して手数料を得て役務提供をし、又はする可能性があることについて了知し、当該役務提供を行うことについて予め異議なく承諾しています。また、大和証券及びその関係会社は、青森銀行及びみちのく銀行並びにそれらの関係会社の有価証券及び金融派生商品を含む金融商品を、自己又は顧客の勘定で取引又は保有することがあります。

本フェアネス・オピニオンは、大和証券が青森銀行からの依頼に基づいて青森銀行が本株式移転比率を検討するための参考情報を青森銀行の取締役会に提供すること（以下、「本フェアネス・オピニオン作成目的」といいます。）を唯一の目的として作成されたものです。従って、大和証券は、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して生じ得る一切の責任を負うものではありません。また、青森銀行は、大

和証券の書面による事前の同意なく、本フェアネス・オピニオンを第三者に開示、伝達又は参照させること及び第三者のために使用すること（以下、総称して「本件開示」といいます。）はできません。なお、青森銀行が、大和証券の事前の同意を得て本件開示をする場合においても、唯一青森銀行が責任を負うもので、大和証券は責任を負うものではありません。また、大和証券は、青森銀行以外の第三者に対して本フェアネス・オピニオンの記載内容又は本株式移転に起因若しくは関連して、一切の責任を負うものではありません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、青森銀行の普通株主に対して本株式移転に関する議決権等の株主権の行使（反対株主の買取請求権の行使を含みます。）、青森銀行株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、青森銀行の普通株主にとって本株式移転比率が財務的見地から公正であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、大和証券は、青森銀行の普通株主以外の第三者にとって公正であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本株式移転比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は青森銀行の本株式移転に関する意思決定について意見を述べるものではありません。また、大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本フェアネス・オピニオンの日付以降に取引される青森銀行、みちのく銀行及び共同持株会社の普通株式及び優先株式の価格について、いかなる意見を述べるものでもありません。大和証券は、本株式移転比率に関して、本株式移転に関わるいかなる役員、取締役若しくは従業員又はこれらと同様の者が受け取る予定のいかなる報酬の額や性質が公正であるか否かについて、意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、本フェアネス・オピニオンの日付現在における金融、経済、市場その他の状況を前提とし、当該日付現在までに大和証券が入手可能な情報に依拠していますが、入手し得る資料及び情報に制約があるため、本株式移転比率の検討に使用した資料及び情報の中には、当該日付と異なる時点の資料及び情報も含まれております。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は今後の状況の変化により影響を受ける可能性があります。大和証券はその意見を修正、変更、更新、補足又は再確認する義務を一切負いません。

別添3「みずほ証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等」

みずほ証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

みずほ証券は、2021年11月11日に青森銀行及びみちのく銀行で合意された株式移転比率（以下、「本株式移転比率」といいます。）が、みちのく銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下、「本書」といいます。）を出状しておりますが、その出状にあたっては、以下の点を前提条件としております。

みずほ証券は、本書における意見表明にあたり、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び各行からみずほ証券に提供され、又はみずほ証券が各行と協議した財務その他の情報で本書における分析の実質的な根拠となった情報（以下、「本件情報」といいます。）の全てが、正確かつ完全であることに依拠し、それを前提としております。みずほ証券は、本件情報の正確性若しくは完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する義務を負いません。従って、本書で表明される結論は、本件情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は本書交付時点で開示されていない事実や状況若しくは本書交付時点以降に発生した事実や状況（本書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含む。）があった場合には、異なる可能性があります。なお、みずほ証券はみちのく銀行の経営陣が、各行からみずほ証券に提供され、又はみずほ証券がみちのく銀行と協議した財務その他の情報について、不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。

みずほ証券が提供を受けた財務予測その他の将来に関する情報（将来の収益及び費用に関する予想、費用節減の見通し並びに各行の事業計画を含みます。）については、各行及び各行の関係会社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各行の経営陣によって合理的に準備、作成されたことを前提とし、かつ、みずほ証券は、かかる財務予測及び事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの財務予測及び事業計画に依拠し、本書で言及される分析若しくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。なお、本株式移転による両行のシナジー効果については、みずほ証券は本書の交付時点において意見表明に重要な影響を及ぼす可能性を定量的に評価できる事項は認識しておらず、本書における検討ではこれを盛り込んでおりません。

本書作成にあたってみずほ証券が要求した情報のうち、各行から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供若しくは開示を受けたもののそれが各行の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、みちのく銀行の同意の下で、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、評価結果が異なる可能性があります。

本株式移転は、日本の法人税法上、両行につき課税されない取引であること、及び本株式

移転に関するその他の課税関係が本株式移転比率に影響を及ぼさないことを前提としています。また、みずほ証券は、独自に検証を行うことなく、本株式移転が適時に完了すること、並びに両行又は本株式移転で期待される利益に何らの悪影響を及ぼすことなく、本株式移転の完了に必要なすべての重要な、政府、規制当局その他の同意及び承認（法令又は契約に基づくものであるか否かを問わない。）を得ることができること、また、かかる同意及び承認の内容が本株式移転比率に影響を及ぼさないこと、各行に対し規制当局その他により発令若しくは課された命令、措置その他の処分がある場合には、各行から開示を受けたものを除き、それが各行の今後の業績に与える影響が存在しないか、又は今後も発生しないことを前提としています。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両行の外部専門家が行った評価に依拠しております。

また、みずほ証券は、各行又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含む。）又は引当につき独自に評価・査定を行っておらず、その会計上・税務上の評価額の妥当性ないし会計処理・税務処理の適正性について分析しておらず、いかなる評価、査定又は分析についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、各行又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、倒産、破産等に関する法律に基づいて各行又はその関係会社の株主資本又は支払能力についての評価を行っておりません。

各行並びにその関係会社のいずれも、本株式移転比率に重大な影響を及ぼすような契約、合意その他一切の書面を過去に締結しておらず、かつこのような決定を行っていないこと、また、将来も締結若しくは決定を行わないこと、及び本株式移転の実行により、将来、各行又はその関係会社が当事者として拘束される重要な合意に違反することとならず、かつ、かかる重要な合意を解除する権利又はかかる合意に基づき不履行を宣言し若しくは救済手段を行使する権利を生じさせないことを前提としています。みずほ証券は、本件情報において開示を受けたものを除き、各行及びその関係会社の訴訟若しくは紛争その他に関する偶発債務又は環境、税務若しくは知的財産権等に関する簿外債務は存在しないこと、並びに各行の事業に関する現在の保険加入額が事業運営上十分であることを前提としています。

本書は、本書の日付現在存在し、評価できる財務、経済、市場その他の状況を前提としており、かつ、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報に依拠しています。なお、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報若しくはかかる情報に潜在的に含まれている事実についても、本書の日付現在においてかかる情報・事実が各行の株式価値に及ぼす影響が必ずしも明らかではないものについては、みずほ証券は検討の対象としていません。また、現在及び将来において、各行が現在想定している事業・財務等の見通しに著しく影響を与える可能性のある技術革新、その他の事象は存在しないことを前提としています。従って、本書の日付以降に本書における検討の前提とした事実に変更若しくは影響が発生した場合、又は前記のような潜在的な事実が判明したことによる株式価値への影響が明らかになった場合等において、みずほ証券の意見が影響を受ける可能性があります。みずほ証券は本書を変更、

更新、補足又は再確認する責任を一切負いません。

みずほ証券は、本株式移転に関連しみちのく銀行のフィナンシャル・アドバイザーとして、そのサービスの対価である手数料（本株式移転の完了を条件とする成功報酬を含みます。）をみちのく銀行から受領する予定です。みずほ証券及びその関係会社には、過去に両行並びに両行の関係会社に対してフィナンシャル・アドバイス、資金調達等に関するサービスを提供し、その対価として手数料を受取っているものがあります。みちのく銀行は、本書の提出に関連するものを含め、みずほ証券の関与によりみずほ証券に生じる一定の債務について、みずほ証券に対し補償することに合意しています。さらに、通常の業務過程において、又は、本株式移転に関連して、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各行は、自己の勘定又は顧客の勘定で、両行のいずれか又はその関係会社の発行する一定の株式、債券その他の証券を含む各種の金融商品を引き受け、保有し又は売却することがあり、随時これらの金融商品のポジションを保有する可能性、並びに両行のいずれか若しくはその関係会社又はこれらの会社の発行する各種の金融商品に係るデリバティブ取引を行う可能性があります。また、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各行は、通常の業務過程において、又は、本株式移転に関連して両行のいずれか又はその関係会社と融資その他の取引関係を有し、かかる行為について対価を受領する可能性があります。

みちのく銀行の第三者算定機関であるみずほ証券は、両行からは独立した算定機関であり、両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して両行との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。なお、前記利益相反に関し、みずほ証券のグループ企業であるみずほ銀行は、両行の株主たる地位を有しておりますが、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の株主の地位とは独立した立場で本株式移転比率の算定を行っております。

みずほ証券は、本株式移転を進め、又はこれを実行することの前提となるみちのく銀行の経営上の意思決定に関し意見を提出することは要請されておらず、みずほ証券の意見はいかなる面においてもかかる事項を対象としていません。本株式移転比率は、両行間の交渉を経て決定され、みちのく銀行の取締役会により承認されるものであり、みずほ証券の意見は、みちのく銀行が本株式移転を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎません。したがって、みちのく銀行の取締役会の本株式移転又は本株式移転比率についての見解を決定付ける要因と捉えることはできません。また、みずほ証券は、本株式移転以外の取引又は本株式移転と他の取引との優劣に関し意見を提出することを依頼されておらず、本書においてかかる意見を表明しておりません。みずほ証券は、みちのく銀行又はみちのく銀行取締役会に対し、本株式移転に関連して第三者による関心を募るよう勧誘する義務を負っておらず、かつかかる勧誘を行っておりません。

みずほ証券の意見は、本株式移転比率が本書の日付現在のみちのく銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当であるか否かに限定されており、みちのく銀行の他の種類の証券保有者、債権者その他の関係者にとっての本株式移転比率の妥当性について意見を表明するものではありません。また、みちのく銀行普通株主が本株式移転に関し、議決権行使その他の行為をいかに行うべきかについて意見を表明するものではありません。みずほ証券は、本株式移転の形態、ストラクチャー等を含む本株式移転の諸条件（本株式移転比率を除きます。）について意見を表明しておらず、また、両行のいずれかの取締役、執行役員若しくは従業員又はそれらに相当する者に対する、本株式移転に関連する報酬の額若しくはその性質、又はかかる報酬の妥当性に関する意見も表明しておりません。

別添4 「2021年3月期に係る株式会社みちのく銀行に関する事項」

第49期（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託および登録業務のほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの附帯業務を行っております。

（金融経済環境）

2020年度のが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動が急速に落ち込み、リーマン・ショック直後に匹敵するマイナス成長となりました。2020年5月の緊急事態宣言解除後の景気は緩やかな回復基調にありましたが、業種間にばらつきがあり、新型コロナウイルス感染症の再拡大のリスクは家計・企業の行動を慎重化させる状況が続いております。

当行の主要営業地域である青森県ならびに函館地区における地域経済においては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい状況が続いております。各種支援策等により、生産や個人消費に一部持ち直しの動きが見られましたが、観光業や飲食業の需要は回復しておらず、また、雇用情勢の弱さや設備投資の手控えなど、景気はコロナ禍以前の水準まで回復していない状況にあります。ワクチン接種が始まりコロナ禍収束に向けた兆しも見え始めましたが、見通しは依然不透明であり、感染拡大防止策を講じながら、経済活動のレベルを引き上げていくことが求められております。

（事業の経過及び成果）

当行は、2018年4月より第5次中期経営計画『Exciting Innovation』を展開し、2020年度が最終年度となりました。目指すべき姿である『地域の豊かさを引き出すベストパートナー』の実現に向け、ふるさとの豊かな生活を守るとともに、豊かさを引き出していく存在を目指し、各種施策に取り組んでまいりました。

○Innovation 1 コンサルティングクオリティの追求

・創業から事業再生まで一貫した支援体制の構築

地域に一層密着した営業活動を行い、お客さまのニーズや課題に迅速に対応して地域社会の成長・発展に貢献していくため、青森・弘前・八戸・函館の各地区に地区本部長として執行役員を配置したほか、2020年4月より、お客さまへより質の高い提案を行うため、専門スタッフを配置する地区本部を設置いたしました。

法人ソリューションサービスの拡充を図るため、2020年4月に地域創生部内の「創業支援室」を「創業・事業承継支援室」へ、2020年7月に「海外ビジネス支援室」を「ビジネス成長支援室」へと機能再編し、「創業から事業再生まで法人ライフサイクルに応じた一貫支援・コンサルティング」を実践する態勢整備を図ってまいりました。

・ライフプランの実現に向けたコンサルティングの実践

個人のお客さまのライフステージに応じた質の高いコンサルティング営業の実践に向け、青森・弘前・八戸・函館の各地区に資産運用や相続などの専門知識やスキルを有したライフプランニングコンサルタントを配置しております。

また、土日祝日営業を行う「みちのくエブリデイプラザ青森」（青森市）、「みちのくエブリデイプラザ田向」（八戸市）などの休日営業拠点を通じて、お客さまとの接点を強化してまいりました。

2020年10月からは、電話受付専用〈おまとめローン〉の取り扱いを開始いたしました。お客さまの多様なニーズにお応えすべく、より良い商品やサービスの提供に努めてまいります。

- ・地域のポテンシャルを引き出すソリューションの提供

地域経済の発展に向けたお客さまサービスの一層の向上および経営の生産性向上を図るため、各社との連携を強化しております。

株式会社青森銀行との連携では、2020年7月よりATM利用手数料の相互無料化を開始いたしました。

SBIマネープラザ株式会社との連携では、2020年5月に共同店舗「みちのく銀行SBIマネープラザ函館」（函館市）を開設し、資産運用に関するコンサルティング、アドバイスとともに株式会社SBI証券の提供する多様な金融商品やサービスをご利用いただけるようになりました。

2020年8月からは、住信SBIネット銀行株式会社、SBIレミット株式会社との提携による外貨関連サービスの提供を開始しており、インターネットによる24時間対応などお客さまの利便性向上に取り組んでおります。

また、株式会社RCGと連携したことで、地域製品の販路拡大やビジネスマッチングをより一層促進してまいります。

○Innovation 2 職員の幸福と活力向上の追求

- ・活力あふれる企業風土・職場環境の実現

昨今の規制緩和等を踏まえ、当行の将来のビジネス創出に向けたプロジェクト「価値創出プロジェクト」の活動を行いました。行内公募により選抜した若手・中堅職員を中心に議論・検討を重ね、地域の農業生産者を支援することを目的に2021年3月より「青森の生産者を支援するプロジェクト」を展開しております。

- ・ダイバーシティの一層の推進

当行では、「ダイバーシティ推進にかかる基本方針」を策定し、女性、若手、シニア、障がい者を含め、多様な人財の活躍に向けた職場環境整備や各種制度の見直しを継続的に行っております。当事業年度は、労働生産性の向上や自己啓発にかかる時間の確保、育児や介護と業務の両立などワーク・ライフ・バランスの促進を目的に「フレックスタイム勤務制度」や「テレワーク制度」の本格運用を開始し、柔軟な働き方が可能な体制を構築しております。

また、各職員が持つスキルを所属外のセクションでも発揮できる制度「ダブルジョブ制度」を本部において試行導入し、職員の自律的な成長を支援する取り組みをしております。

2021年3月末の女性管理職比率は、前年比0.3ポイント増加し、27.2%となりました。

- ・キャリアチャレンジ制度の拡充

専門性を有する人財を育成するため、外部機関等へ職員を積極的にトレーニー派遣しております。また、営業店の職員を対象に、自らが希望する本部セクションの業務を1～2週間経験する短期トレーニーを導入するなど、人財育成に積極的に取り組んでおります。

○Innovation 3 不断の改革推進による生産性向上の追求

・デジタル化の推進

お客さまとの新たな接点を広げていくデジタル戦略への取組みとして2020年6月より『Michi・Tech（ミチテク）プロジェクト』を始動いたしました。来店不要サービスの拡充や、ポータルアプリ「みちぎんアプリ」をリリースいたしました。「みちぎんアプリ」では、普通預金の残高、入出金明細の照会や住所変更、通帳レス口座への切替など各種手続きが可能となったほか、家計簿機能サービス『マネーフォワード』も利用することができます。引き続き、お客さまの利便性向上に向けたデジタル化を推進してまいります。

・店舗の統廃合

経営資源を集約して経営の効率化を図るとともに、お客さまの利便性を維持するため、「支店内支店（同じ営業店舗内に2つ以上の支店が併設する形態）」方式での店舗統合に取り組みました。その結果、従来型店舗につきましては、2020年3月末時点の84拠点から2021年3月末時点には75拠点になりました。今後も休日営業拠点の拡充を含む再編成を、機動的に進めてまいります。

このような施策に取り組んだ結果、当事業年度の業績は、次のとおりとなりました。

○預金等

預金の期末残高は、個人預金、法人預金の増加などにより、前期末比1,252億円増加して2兆1,100億円となりました。また、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比1,265億円増加して2兆1,464億円となりました。

公共債、投資信託および保険商品を対象とした預かり資産残高合計は、投資信託の増加などにより、前期末比91億円増加して2,743億円となりました。

○貸出金

貸出金の期末残高は、住宅ローンや地公体等貸出の増加などにより、前期末比412億円増加して1兆7,212億円となりました。

○有価証券

有価証券の期末残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前期末比188億円増加して1,855億円となりました。

○損益状況

経常収益は、有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことなどから、前期比42億62百万円増加して317億35百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少や貸倒引当金繰入額の減少によるその他経常費用の減少などにより、前期比10億13百万円減少して297億33百万円となりました。この結果、経常利益は前期比52億75百万円増加して20億1百万円となりました。また、当期純利益は前期比63億61百万円増加して19億29百万円となりました。

なお、連結経常利益は22億17百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は19億42百万円となりました。

(対処すべき課題)

当行が対処すべき喫緊の課題は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい状態にある事業者支援と個人のお客さまに対する家計支援に徹底して取り組み、私たちの使命である金融仲介機能を十分発揮していくことだと捉えております。地域経済は、人口減少に起因する少子高齢化や経済規模の縮小という構造的な問題により、働き手不足や後継者不在、また、商取引における仕入先や販売先の減少などが顕在化しており、地域の方々や企業が抱える様々な課題に対して、金融機関として解決策を提示していかねばなりません。加えて、金融業界では、低金利環境の長期化に伴う収益低下やFinTech企業の台頭による競争激化、多様化する各種リスクに対する管理強化などの対処も必要となっております。

こうした中、当行では、第6次中期経営計画『地域未来の共創』（2021年4月～2024年3月）をスタートさせており、目指すべき姿を「地域に寄り添い、地域のために挑戦し、地域とともに成長し続ける価値創出カンパニー」といたしました。地域の未来に必要なとされる価値を創り出し、その価値をしっかりとお客さまに届け、地域の持続的な成長に繋げていく存在を目指してまいります。

この第6次中期経営計画を着実に実践していくことで財務基盤の強化を図るとともに、引続き、コンプライアンス、内部管理体制の一層の強化に取り組んでまいります。

今後とも、役職員一同努力を重ねてまいりますので、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	1,953,130	1,971,717	1,984,736	2,110,005
定期性預金	824,088	789,202	746,093	700,600
その他	1,129,042	1,182,515	1,238,643	1,409,405
貸 出 金	1,526,974	1,537,721	1,679,936	1,721,230
個人向け	491,620	528,846	601,997	618,265
中小企業向け	560,030	574,718	540,838	538,377
その他	475,323	434,156	537,100	564,587
有 価 証 券	353,683	230,824	166,709	185,510
国 債	238,394	110,869	—	—
地 方 債	—	—	24,457	12,351
その他	115,289	119,955	142,251	173,158
総 資 産	2,118,788	2,112,634	2,166,390	2,357,586
内国為替取扱高	8,528,990	8,615,949	8,772,694	8,772,302
外国為替取扱高	百万ドル 74	百万ドル 104	百万ドル 90	百万ドル 84
経 常 利 益 (又は経常損失)	3,962	1,234	△3,273	2,001
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	2,619	634	△4,432	1,929
1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失)	円 銭 137 25	円 銭 23 74	円 銭 △264 00	円 銭 96 98

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)は、当期純利益(又は当期純損失)を期中の平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)で除して算出しております。
3. 株式給付信託(BBT)が所有する当行株式を自己株式として処理しておりますが、当該株式は、1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	44,856	42,111	37,646	41,877
経常利益	4,063	1,523	△3,209	2,217
親会社株主に帰属する当期純利益	2,500	670	△4,596	1,942
純資産額	92,812	89,171	81,606	88,717
総資産	2,123,795	2,115,746	2,169,533	2,360,494

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,355人
平均年齢	41年3月
平均勤続年数	16年5月
平均給与月額	355千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く2021年3月中の平均月額給与であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
青 森 県	79店 (うち出張所 2)
北 海 道	8 (0)
岩 手 県	2 (0)
秋 田 県	3 (0)
宮 城 県	1 (0)
東 京 都	1 (0)
合 計	94 (うち出張所 2)

- (注) 1. 上記のほか、他金融機関との提携を除いた自行の店舗外現金自動設備を160ヵ所設置しております。
2. 当年度は店舗の廃止はありません。
3. 当年度において店舗外現金自動設備を6ヵ所新設し、23ヵ所廃止いたしました。
4. 当年度末の営業所数のうち19店については「支店内支店(同じ営業店舗内に2つ以上の支店が併設する形態)」となっており、店舗の拠点数としては、合計で75拠点となっております。
5. 上海駐在員事務所は2020年11月30日に廃止しております。

ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
該当事項はありません。	

- (注) 上記のとおり、当年度において店舗外現金自動設備を6ヵ所新設いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業者等の状況

所 属 金 融 機 関 の 商 号 又 は 名 称
住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

設備投資の総額	2,171百万円
---------	----------

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

内 容	金 額
ソフトウェア	1,998百万円

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
みちのくリース 株 式 会 社	青森市橋本一丁目 4番10号	リース業務	百万円 90	% 80.00	—
みちのく信用保証 株 式 会 社	青森市奥野一丁目 3番12号	住宅ローン等に係る 信用保証業務	百万円 100	% 100.00	—
みちのくカード 株 式 会 社	青森市奥野一丁目 3番12号	クレジットカード業務	百万円 30	% 100.00	—
みちのく債権回収 株 式 会 社	青森市本町一丁目 2番20号 青森柳町ビル2階	債権管理回収業務	百万円 500	% 100.00	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当年度末において連結対象子会社は上記の重要な子会社等の4社であり、持分法適用会社はありません。

◎ 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ローソン銀行、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社青森銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスの手数料一部無料化を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

（年度末現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
高田 邦洋	取締役会長		
藤澤 貴之	取締役頭取 （代表取締役）		（注）1
稲庭 勉	取締役専務執行役員 （代表取締役）	営業本部 （営業企画部、 地域創生部） 市場金融部	
鎌田 由美子	取締役 （社外取締役）	株式会社ONE・GLOCAL 代表取締役 株式会社ルミネ 非常勤取締役 太陽ホールディングス株式会社 社外取締役	（注） 2、4
樋口 一成	取締役 （社外取締役）	株式会社クレハ 社外取締役	（注） 3、4
小田中和彦	取締役 常勤監査等委員		（注） 5、6
鶴海 誠一	取締役 常勤監査等委員 （社外取締役）		（注） 4、5、6
西谷 俊広	取締役 監査等委員 （社外取締役）	有限会社西谷コンピュータ会計事務所 代表取締役	（注） 4、5
若槻 哲太郎	取締役 監査等委員 （社外取締役）	村田・若槻法律事務所 代表パートナー	（注） 4、5

- （注）1. 取締役頭取 藤澤貴之氏は、2020年4月1日をもってダイバーシティ推進室担当の委嘱が解かれております。
2. 取締役 鎌田由美子氏は、2020年6月20日付で太陽ホールディングス株式会社の社外取締役に就任いたしました。
3. 取締役 樋口一成氏は、2020年6月24日付で株式会社クレハの社外取締役に就任いたしました。
4. 取締役 鎌田由美子、樋口一成および取締役監査等委員 鶴海誠一、西谷俊広、若槻哲太郎の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、5氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
5. 取締役監査等委員 小田中和彦、鶴海誠一、西谷俊広、若槻哲太郎の4氏は、企業経営や金融・法務実務を通じて豊富な経験を積んでおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために小田中和彦、鶴海誠一の両氏を常勤の取締役監査等委員として選定しております。

7. 当行は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員の氏名、地位および担当は下記のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
須 藤 慎 治	専務執行役員	経営企画部、人事総務部、システム統括部担当
奥 崎 栄 一	常務執行役員	審査部（※）、経営管理部、リスクマネジメント部担当 ※融資権限規程に基づく担当役員権限については審査部長に委譲する
浅 利 健 一	常務執行役員	青森地区本部長
福 士 勝 彦	常務執行役員	弘前地区本部長
工 藤 隆 紀	常務執行役員	八戸地区本部長
古 村 晃 一	執行役員	経営企画部長
古 里 卓 也	執行役員	審査部長 ※上記委譲により、融資権限規程に基づく担当役員権限の委譲を受ける
大 川 英 幸	執行役員	営業本部長
早 野 博 之	執行役員	事務統括部長
高 橋 耕	執行役員	監査部長
鈴 木 恒 義	執行役員	八戸営業部長
原 田 学	執行役員	函館地区本部長兼函館営業部長

8. 2021年4月1日付で役員および執行役員の地位および担当を変更しております。地位および担当に変更があった役員及び執行役員は下記のとおりであります。

① 役員

(2021年4月1日現在)

氏名	地位	担当
稲庭 勉	取締役 専務執行役員 (代表取締役)	市場金融部、審査部、システム統括部担当

② 執行役員

(2021年4月1日現在)

氏名	地位	担当
須藤 慎治	専務執行役員	経営企画部、人事総務部、リスクマネジメント部担当
福士 勝彦	常務執行役員	営業本部長兼弘前地区本部長、営業本部（営業企画部、地域創生部）担当
早野 博之	常務執行役員	事務統括部長、事務統括部、経営管理部担当
大川 英幸	執行役員	審査部長
原田 学	執行役員	北海道地区本部長兼函館営業部長
古里 卓也	執行役員	本店営業部長
山本 卓也	執行役員	営業企画部長

(注) 常務執行役員 奥崎栄一氏は2021年3月31日をもって退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	業 績 連 動 報 酬 等			
			基礎報酬	業績連動報酬等	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	7名	92	69	22	—	22
取締役 (監査等委員)	5名	52	52	—	—	—
合計	12名	144	121	22	—	22

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2020年6月24日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）1名）を含んでおります。なお、取締役 若槻哲太郎氏は第48期定時株主総会終結の時をもって退任した後、取締役（監査等委員）に就任したため、取締役（監査等委員を除く）在任期間中は取締役（監査等委員を除く）に、取締役（監査等委員）就任後は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
3. 非金銭報酬等の金額は、業績連動型株式報酬「株式給付信託（BBT）」として、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しております。
4. 上記報酬等のほかに、使用人としての報酬はございません。

ロ 業績連動報酬等に関する事項

- ① 「業績連動報酬」の金額は、対象となる取締役の業務執行の成果である銀行の本業および全体の業績の向上に対する意識を高めるため、各取締役の業績貢献度合いに応じ、「基礎報酬」の金額を100%として上下一定割合の増減率を乗じて算出し、100%を超える部分が「業績連動報酬」となります。当該増減率は、別途に定義する「本業利益」と「当期純利益」の実績金額を組み合わせた業績マトリックスを指標としております。
- ② 「業績連動型株式報酬」は、中長期的な企業価値向上との連動性を明確にするため、株式価値に連動したインセンティブが働くことを目的とした、信託を活用した業績連動型の株式報酬としております。株式の交付のため、毎事業年度ごとに「基礎報酬」および「業績連動報酬」の総額に対して、職位等により一定の割合を乗じて算出された額をポイントに換算して付与しております。
- ③ なお、「基礎報酬」および「業績連動報酬」は、前事業年度における業績をもとに取締役会において各取締役に対する支給額を決定し、当該金額を12分割した額を翌事業年度の7月以降1年にわたり毎月支給しております。「業績連動型株式報酬」は毎年、7月にポイントを付与し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした取締役に対して、その退任時に当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付および給付しております。

- ④ 当事業年度の報酬に係る業績連動報酬等の算定に用いた業績指標は、2020年3月期の業績指標であり、具体的には、「本業利益」が目標3億円に対して実績△1億円、「当期純利益」が目標18億円に対して△44億円でありました。

ハ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当行の株式であり、交付の方法等は「ロ 業績連動報酬等に関する事項」および「ホ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

ニ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ① 取締役の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額145百万円（うち社外取締役分は20百万円）、取締役（監査等委員）は年額60百万円であります。（当該定時株主総会終結時の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）が5名（うち社外取締役2名）、取締役（監査等委員）が4名です。）
- ② 上記報酬限度額のほか、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」という）に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することが2016年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、2016年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）に関して対象取締役分の株式取得資金として448百万円を本信託に拠出しております。また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、対象期間ごとに、対象取締役分として250百万円を上限として本信託に追加拠出することとしております。（当該定時株主総会終結時の対象取締役は3名です。）

ホ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬検討会議へ諮問し、答申を受けております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会は、2021年2月25日開催の取締役会において決議された決定方針にも整合するものであることを取締役会において報告を受け、確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業理念を實踐できる取締役に相応しい人材の確保、ならびに中長期的な業績の向上と企業価値の増大を図るインセンティブとして機能することを基本方針としております。

具体的には、金銭報酬である「基礎報酬」および「業績連動報酬」、ならびに「業績連動型株式報酬」で構成する体系としております。これらの報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内において、取締役会においてあらかじめ定められた「役員報酬等規程」、「役員株式給付規程」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬検討会議で協議のうえ、取締役会が決定いたします。

なお、「基礎報酬」の金額は、役位・職責に応じて銀行の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して設定しております。

② 取締役ごとの報酬体系

業務執行取締役の報酬は、「基礎報酬」および「業績連動報酬」、ならびに「業績連動型株式報酬」により構成し、非業務執行取締役（社外取締役を除く）の報酬は、「基礎報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されます。これらの構成割合は、役位・職責に応じて当行の業績等を総合的に勘案して設定しております。

また、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、独立性を確保する観点から「基礎報酬」のみで構成されます。

へ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年6月24日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

監査等委員でない取締役 1名 13百万円

(うち、過年度の事業報告に記載した役員退職慰労金引当金の取崩によるもの 13百万円)

(3) 責任限定契約

当行は、定款に監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役（監査等委員である取締役以外の取締役にあっては社外取締役であるものに限る。）との間の責任限定契約に関する規定を設けております。

氏名	責任限定契約の内容の概要
鎌田由美子	会社法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
樋口一成	
小田中和彦	
鶴海誠一	
西谷俊広	
若槻哲太郎	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役及び当行執行役員	当行は、当行取締役および当行執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関して損害賠償金・争訟費用を負担することにより被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は特約部分も含め当行が全額負担しており、被保険者の保険料負担はございません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況	
鎌 田 由美子	株式会社ONE・GLOCAL 代表取締役 株式会社ルミネ 非常勤取締役 太陽ホールディングス株式会社 社外取締役	三社と当行との間には、特別な関係はありません。
樋 口 一 成	株式会社クレハ 社外取締役	同社と当行との間には、特別な関係はありません。
鶴 海 誠 一		
西 谷 俊 広	有限会社西谷コンピュータ会計事務所 代表取締役	同社と当行との間には、預金等の取引があります。
若 槻 哲 太 郎	村田・若槻法律事務所 代表パートナー	同法律事務所と当行との間には、特別な関係はありません。

(注) 社外役員の兼職先と当行との関係については、「兼職その他の状況」欄に記載しております。

(2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
鎌田 由美子 (社外取締役)	5年9ヵ月	当期開催の取締役会16回の全てに出席しております。	会社経営者として、また他業種企業の新規事業開発に携わることで培われた事業創造に関する経験と、ダイバーシティ分野における情報収集力をもとに、当期開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営や新規業務展開を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
樋口 一成 (社外取締役)	9ヵ月	2020年6月の就任以降に開催された取締役会13回の全てに出席しております。	大手銀行や大手クレジットカード会社における金融実務、会社経営の経験をもとに、当期開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務および組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬検討会議の議長として、その検討プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
鶴海 誠一 (社外取締役) (監査等委員)	2年9ヵ月	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、当期開催の監査等委員会15回の全てに出席しております。	日本銀行における本店主要局室および支店長・局長経験を有し、国内外の経済・金融情勢への幅広い知見をもとに、当期開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務およびガバナンスを中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
西谷 俊広 (社外取締役) (監査等委員)	4年9ヵ月	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、当期開催の監査等委員会15回の全てに出席しております。	公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、当期開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、会計および会社経営に関する実務を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬検討会議の委員として、その検討プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
若槻 哲太郎 (社外取締役) (監査等委員)	9ヵ月	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、2020年6月の就任以降に開催された監査等委員会11回の全てに出席しております。	弁護士としての豊富な法律知識と経験をもとに、当期開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、適法性やコンプライアンスを中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会における発言その他の活動状況には、社外取締役として果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要も含めて記載しております。
2. 若槻哲太郎氏は第48期定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員を除く。)を退任した後、取締役(監査等委員)に就任しております。上記の在任期間は取締役(監査等委員)としての在任期間であり、取締役(監査等委員を除く。)としての在任期間も含めると、1年9ヵ月になります。

(3) 社外役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	44	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬以外の株式報酬等はありません。
3. 上記支給人数には、2020年6月24日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

ロ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 普通株式 60,000千株 A種優先株式 30,000千株

発行済株式の総数 普通株式 18,135千株 A種優先株式 4,000千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	27,654名
A種優先株式	1名

(3) 大株主

イ 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	千株 1,234	% 6.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	861	4.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	821	4.56
みちのく銀行行員持株会	412	2.29
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	347	1.93
株式会社みずほ銀行	308	1.71
SMB C日興証券株式会社	276	1.53
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	268	1.49
損害保険ジャパン株式会社	230	1.28
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	211	1.17

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（141千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）所有の当行株式347千株は、株式給付信託（BBT）の信託財産として所有する当行株式であり、計算書類および連結計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率を算出するうえで発行済株式の総数から控除する自己株式には含めておりません。

ロ A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	千株 4,000	% 100.00

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数(株式の種類および種類ごとの数)
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	1人	普通株式 27,300株
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 1. 当行の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社役員（取締役）に関する事項 (2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村 真 敏 指定有限責任社員 久保 澤 和 彦	69百万円	(注) 2、3

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人による当事業年度の監査方針、監査体制、監査時間および報酬見積りの妥当性を検討した結果、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をいたしました。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外である非監査報酬額はございません。
4. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
5. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、76百万円であります。

(2) 責任限定契約

当行は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

(3) 補償契約

イ 在任期間中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行の監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定しております。

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を設定して会計監査人の専門性および独立性を評価し、当行の会計監査人としての適格性を勘案のうえ、解任または不再任の決定・判断を行っております。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当行は、取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

イ 当行の全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ① 当行の取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、銀行の有する社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築し、当行の全役職員はこれを遵守する。
- ② 当行の取締役会は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を制定し、当行の全役職員のコンプライアンスマインドの維持・向上並びに適正な業務執行の確保を図る。
- ③ 当行の取締役会は、コンプライアンスの適正を確保するため、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、当行の頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の充実に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
- ④ 当行の経営管理部は、当行のコンプライアンスにかかわる業務全般を所管するものとし、各店のコンプライアンス責任者並びにコンプライアンス管理者を通じて、コンプライアンス態勢の確立や全役職員への教育等を行うとともに、その状況について当行の取締役会へ報告する。
- ⑤ 「内部通報制度」の活用により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。
- ⑥ 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として対決する。

ロ 当行の取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当行の取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の規程に基づき適切に保存・管理する。
- ② 当行の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の各議事録は、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「経営会議規程」及びその他各種委員会規程に基づき作成し、適切に保存・管理する。

ハ 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行の取締役会は、経営上の各種リスクの正確な把握と適正なコントロールを図るため、「リスク管理規程」を制定し、当行の全役職員へ周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図る。
- ② 当行の取締役会は、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「統合的リスク管理方針」に基づき「統合的リスク管理プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、頭取を委員長とする「収益・ALM委員会」及び、リスクマネジメント担当役員を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。

- ③ 当行のリスクマネジメント部は、当行の各担当部が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともにその結果について取締役会へ報告する。

ニ 当行の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当行の取締役会は、中長期の経営計画として、原則3ヵ年の事業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、当行の全役員に周知徹底する。
- ② 当行の取締役は、「取締役会規程」に基づき、自己の職務の執行の状況を取締役会へ報告する。
- ③ 当行は、「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

ホ 当行グループ（当行及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）における財務報告の信頼性及び業務の適正を確保するための体制

- ① 当行グループは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。
- ② 子会社の経営管理を強化するため、当行の経営企画部が子会社を統括し、各子会社に置く当行の業務所管部とともに毎月定例会議を開催するなどの連携を図る。また、「子会社管理規程」を制定し、経営上の重要事項について当行への事前承認又は報告を義務付ける。
- ③ 子会社の損失危険等を管理するため「子会社管理規程」を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
- ④ 半期毎に当行及び子会社の経営陣による「子会社経営会議」を開催し、当行グループとしての経営方針等を協議し、子会社はかかる協議の結果を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会並びに各取締役及び各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
- ⑤ 子会社にも「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を具備させ、そのコンプライアンスマインドの維持・向上及び適正な業務執行の確保を図るように適切に対処する。また、当行の監査部は定期的に子会社の内部監査を行う。

ヘ 当行の監査体制に関する事項

- ① 当行は、内部監査を職務とする監査部を置く。監査部は監査等委員会の直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担う。
- ② 当行は、監査等委員会の職務を補助するために、監査部に専属の補助使用人を配置するほか、監査部長（役員が兼務する場合を含む）を補助使用人兼務とする。専属の補助使用人の配置及び監査部長の選任にあたっては、キャリア等を十分に考慮し、適任者を配置・選任する。
- ③ 専属補助使用人及び監査部長の人事に関する事項については、監査等委員会との意見交換を実施の上、監査等委員会の同意を得て決定するものとする。
- ④ 専属補助使用人に対する業務遂行上の指揮命令権は、監査等委員会に専属するものとし、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令を受けないものとする。

- ⑤ 監査部の監査結果等については、監査部が第一次的に監査等委員会へ、その後頭取へ報告した後、監査等委員会が取締役会へ報告する。また、監査部に対しては、監査等委員会・取締役会のほか、頭取も必要に応じて指揮命令ができることとし、これらの指揮命令が齟齬を来す場合は、監査等委員会・取締役会、頭取の順に優先されるものとする。

ト 当行グループの全役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、当行グループの内部統制システムの構築・整備状況について監査等委員会に報告を行う。また、当行は、監査等委員に当行の経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
- ② 当行の役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について当行の監査等委員会に報告するものとする。
- ③ 当行グループの役職員は、「内部通報制度規程」に基づき、当行の内部通報窓口（監査等委員を含む）に対して法令違反の事実、及び違反の疑いがあると考えられる事実等を通報することができ、その内容は、監査等委員が出席し意見を述べることができるコンプライアンス委員会に報告されるものとする。
- ④ 当行は、「内部通報制度規程」において、通報した者が正当な通報をしたことによってもいかなる不利益も受けないことを規定するとともに、その旨を当行グループにおいて周知徹底する。

チ 当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下、本項において同じ。）について生ずる費用等に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員がその職務の執行上必要と認める費用について、監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、予め計上した予算を確保する。また、監査等委員の職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用の請求があった場合も、当行においてその費用を負担する。

リ その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、監査等委員会と定期的な機会を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。

なお、当行および連結対象子会社は、公共の信頼の維持、業務の適切性および健全性の確保を目的とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然と対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めております。

- ・反社会的勢力との取引の未然防止および一切の関係遮断に努めます。
- ・反社会的勢力との関係遮断の実効性を確保するため、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を図ります。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、民事および刑事の両面から法的対応をするなど、断固とした対応を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ 法令等遵守態勢

法令等遵守については経営の最重要事項と位置付け、部店長会議や「役員によるコンプライアンスセミナー」、各種研修等を通じて、全職員へ周知徹底を図っております。

法令等遵守態勢の強化・改善並びに実効性向上のため、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、その進捗状況について四半期毎にコンプライアンス委員会へ報告するとともに、経営会議、取締役会へ報告しております。

また、管理面では、毎月開催のコンプライアンス委員会において、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンスに関する規程・マニュアル等の改定、反社会的勢力への対応など、組織全般に係る事項について協議するほか、個別事案についても対応の適切性や再発防止策の検討・検証を行うなど、組織的対応を行っております。

ロ 取締役の職務の執行状況

経営の意思決定機能については、月1回定例の「取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営に関する重要事項について意思決定を行っております。また、監査等委員会設置会社の形態をとり、取締役9名のうち社外取締役が過半の5名を占める体制とし、幅広い見地からの提言や牽制を強化・徹底しております。なお、社外取締役5名全員を独立役員として東京証券取引所に届出しております。さらに、取締役会の運営方法について、審議時間の創出、重要議案への時間の重点配分、社外取締役への事前情報提供の徹底などに取り組んでおります。

取締役会から委任を受けた事項について協議・決議する機関として、代表取締役及び本部在籍の役付執行役員で構成される「経営会議」を週1回定例で開催するほか、必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。

利益相反が生ずる可能性がある部門相互について、牽制機能が有効に発揮され、業務及びリスクが全体として適切かつ実効的に機能するよう、本部組織内の担当執行役員体制を定めております。

また、「指名・報酬検討会議」は、過半数を社外の委員で構成し、役員の報酬や役員（監査等委員でない取締役、執行役員）の選解任について十分な協議を行っております。

ハ リスク管理態勢

「リスク管理規程」に基づき、統合的リスク管理基本方針並びにリスクカテゴリー毎の管理基本方針を定め、組織全体に周知しております。また、年度毎に「統合的リスク管理方針」並びにその実践計画である「統合的リスク管理プログラム」を策定し、リスク管理の高度化に向けて継続的に取り組んでおります。

日常管理面では、各リスクの統括管理部署が、四半期又は半期毎に各々のモニタリング状況を経営会議、取締役会へ報告を行い、リスク全体の統括管理部署であるリスクマネジメント部が、「統合的リスク管理プログラム」の進捗状況について、四半期毎に経営会議、取締役会へ報告を行っております。

ニ グループ管理態勢

連結対象子会社毎に毎月定例会議を開催し、各社の業務実績の報告を受けるとともに経営課題と対応方針について討議しているほか、子会社経営会議を半期毎に開催し、子会社各社の業務実績と経営方針について協議しております。

内部監査は、監査部が本部・営業店の全ての業務及び連結対象子会社の業務を監査の対象として実施しており、監査結果を第一次的に監査等委員会へ、その後頭取へ報告した後、監査等委員会が取締役会へ報告しております。内部監査の客観性・公平性確保のため、被監査部門から如何なる影響、干渉も受けないよう全ての被監査部門から独立し、監査等委員会及び頭取へのダブル・レポーティングラインを確保することで、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに、適正なスタッフを配置しております。また会計監査人による助言等を受け、その充実に努めております。

ホ 監査等委員会の職務の執行状況

監査等委員会は取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、取締役及び執行役員の職務の執行を監視・監督しております。さらに、常勤監査等委員は経営会議、各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、適切な監査のための権限行使を行っております。加えて、担当役員以上の決裁稟議書を常勤監査等委員へ回付することとし、執行役員の執行状況を日常的に監視・検証できる体制の整備に努めております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、公的資金にかかるA種優先株式に関する自己株式の取得について、当行財務状況や株価動向等に応じて取締役会が弾力的に決定することを可能とするほか、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、定款において、会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。かかる自己株式の取得については、財務状況、株価動向等を総合的に判断したうえで、適切に対応してまいります。

■ 計算書類

第49期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	392,789	預金	2,110,005
現金	28,554	当座預金	57,950
預け金	364,234	普通預金	1,264,584
金銭の信託	20,243	貯蓄預金	59,173
有価証券	185,510	通知預金	3,350
地方債	12,351	定期預金	700,600
社債	31,679	その他の預金	24,345
株式	17,827	譲渡性預金	36,442
その他の証券	123,651	コールマネー	575
貸出金	1,721,230	借入金	107,300
割引手形	1,146	借入金	107,300
手形貸付	34,585	その他負債	4,970
証書貸付	1,549,570	未決済為替借	42
当座貸越	135,927	未払法人税等	229
外国為替	535	未払費用	589
外国他店預け	535	前受収益	859
その他資産	19,513	借入有価証券	1,362
前払費用	106	リース債務	52
未収収益	1,241	資産除去債務	183
その他の資産	18,164	その他の負債	1,650
有形固定資産	12,796	賞与引当金	788
建物	5,310	退職給付引当金	443
土地	6,411	役員株式給付引当金	370
建設仮勘定	7	睡眠預金払戻損失引当金	317
その他の有形固定資産	1,067	偶発損失引当金	211
無形固定資産	2,827	再評価に係る繰延税金負債	398
ソフトウェア	2,596	支払承諾	10,067
その他の無形固定資産	230	負債の部合計	2,271,891
前払年金費用	1,355	(純資産の部)	
繰延税金資産	2,900	資本金	36,986
支払承諾見返	10,067	資本剰余金	31,589
貸倒引当金	△12,160	資本準備金	21,986
投資損失引当金	△23	その他資本剰余金	9,603
		利益剰余金	16,873
		利益準備金	1,875
		その他利益剰余金	14,998
		繰越利益剰余金	14,998
		自己株式	△1,151
		株主資本合計	84,298
		その他有価証券評価差額金	1,182
		繰延ヘッジ損益	5
		土地再評価差額金	208
		評価・換算差額等合計	1,396
		純資産の部合計	85,695
資産の部合計	2,357,586	負債及び純資産の部合計	2,357,586

第49期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		31,735
資金運用収益	25,218	
貸出金利息	18,487	
有価証券利息配当金	6,579	
コールローン利息	0	
預け金利息	148	
その他の受入利息	2	
役員取引等収益	5,466	
受入為替手数料	1,569	
その他の役員収益	3,896	
その他業務収益	67	
外国為替売買益	5	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	54	
その他の業務収益	6	
その他経常収益	983	
償却債権取立益	257	
株式等売却益	32	
金銭の信託運用益	285	
その他の経常収益	407	
経常費用		29,733
資金調達費用	148	
預金利息	140	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息	0	
その他の支払利息	1	
役員取引等費用	3,421	
支払為替手数料	295	
その他の役員費用	3,125	
その他業務費用	4,422	
国債等債券売却損	276	
国債等債券償還損	3,941	
国債等債券償却	200	
その他の業務費用	5	
営業経費	19,991	
その他経常費用	1,749	
貸倒引当金繰入額	1,073	
貸出金償却	109	
株式等売却損	94	
株式等償却	83	
その他の経常費用	388	
経常利益		2,001
特別利益		32
固定資産処分益	32	
特別損失		298
固定資産処分損	191	
減損損失	106	
税引前当期純利益		1,735
法人税、住民税及び事業税	117	
法人税等調整額	△311	
法人税等合計		△193
当期純利益		1,929

第49期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,759	13,748	15,508	△1,225	82,858
当期変動額									
剰余金の配当						△578	△578		△578
利益準備金の積立					115	△115	－		－
当期純利益						1,929	1,929		1,929
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								74	74
土地再評価差額金の取崩						13	13		13
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	115	1,250	1,365	74	1,439
当期末残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,875	14,998	16,873	△1,151	84,298

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△4,582	155	222	△4,204	78,654
当期変動額					
剰余金の配当					△578
利益準備金の積立					－
当期純利益					1,929
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					74
土地再評価差額金の取崩			△13	△13	－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	5,765	△150		5,614	5,614
当期変動額合計	5,765	△150	△13	5,601	7,040
当期末残高	1,182	5	208	1,396	85,695

第49期（ 2020年4月1日から 2021年3月31日まで ）個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体又はグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2010年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、2011年事業年度から直接減額を行っておりません。当事業年度末における2010年事業年度までの当該直接減額した額の残高は764百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認められる額を計上しております。

(7) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。

8. 株式配当金の計上基準

株式配当金については、その支払を受けた日の属する事業年度に収益計上を行っております。

9. ヘッジ会計の方法

その他有価証券のうち、保有する株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法として、信用取引等をヘッジ手段とする繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

11. 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

12. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続に基づいて会計処理を行っている主なものは、以下のとおりであります。

・投資信託解約損益の計上基準

投資信託（除くETF）の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

当事業年度は、「有価証券利息配当金」に4,144百万円、「国債等債券償還損」に3,794百万円計上しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

表示方法の変更

(会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 12,160百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 新型コロナウイルス感染症に関する事項

新型コロナウイルス感染症の収束時期については、2022年3月末頃と仮定しております。新型コロナウイルス感染症の信用リスクに及ぼす影響については、足元では政府等の支援策の効果により、影響は限定的なものにとどまると判断しているほか、影響の拡大・長期化に伴う取引先への影響については、個社に固有の事業状況及び今後の見通しも踏まえ、債務者区分判断に反映するとともに、状況に即した支援方針・支援策を検討しております。

なお、上記における仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済活動への影響が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 2,900百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来の合理的な見積可能期間（5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額（以下、「将来の課税所得」といいます。）に基づいて、当該見積可能期間の一時差異及び税務上の繰越欠損金（以下、「一時差異等」といいます。）のスケジューリングの結果、その回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは当行の中期経営計画を基礎としており、金融経済環境や地域経済の動向による影響や当行の経営計画の実行可能性を過年度の実績値との比較等を基に見積りをしております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

将来の課税所得や一時差異等のスケジューリングの変動等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 新型コロナウイルス感染症に関する事項

将来の課税所得の見積りの際、貸倒引当金の見積りにおいて使用した仮定は、「1. 貸倒引当金」「(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」「④ 新型コロナウイルス感染症に関する事項」に記載のとおりです。

なお、上記における仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済活動への影響が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託（BBT）に係る取引)

当行は、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は703百万円、株式数は347千株であります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,468百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,975百万円、延滞債権額は17,400百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,675百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,051百万円であります。なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,146百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	15,686百万円
貸出金	136,722百万円
その他の資産	31百万円

担保資産に対応する債務

預金	8,784百万円
借入金	107,300百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他の資産9,169百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金624百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、367,202百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が360,514百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額

	1,722百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額	18,631百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額	2,339百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は22,638百万円であります。	
13. 関係会社に対する金銭債権総額	19,498百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額	8,120百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 62百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 17百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 23百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 2百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 7百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 308百万円 |
2. 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額106百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額（百万円）
青森県内	営業用店舗	土地、建物及び動産等	8
	遊休資産	土地、建物及び動産等	53
青森県外	営業用店舗	建物及び動産等	19
	遊休資産	土地、建物及び動産等	25
合計			106

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	524	0	36	488	(注) 1、2
A種優先株式	—	—	—	—	
合計	524	0	36	488	

(注) 1. 普通株式の自己株式の当事業年度末株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する株式347千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加 0千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

株式給付信託 (BBT) からの給付による減少 36千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	12,744	12,849	105
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	9,694	9,641	△53
合計		22,438	22,490	51

3. 子会社・子法人等株式 (2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	6,406

(注) 子会社・子法人等株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価及び差額は記載しておりません。

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,517	5,434	2,083
	債券	8,175	8,158	17
	地方債	6,181	6,168	12
	社債	1,994	1,990	4
	その他	54,788	53,482	1,305
	小計	70,481	67,075	3,406
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,425	1,805	△379
	債券	13,416	13,468	△51
	地方債	6,170	6,208	△38
	社債	7,246	7,259	△13
	その他	67,420	68,792	△1,372
	小計	82,262	84,066	△1,803
合計		152,744	151,141	1,602

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,478
小計	2,478
その他(※1)	1,442
投資損失引当金	△23
小計	1,419
合計	3,898

(※1) その他は組合出資金であり、投資損失引当金を控除しております。

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	220	220	0

私募債の買入消却であります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	256	0	94
債券	34,430	17	276
地方債	18,642	—	229
社債	15,788	17	46
その他	8,086	69	—
合計	42,773	87	371

7. 保有目的を変更した有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、283百万円（うち株式83百万円、社債200百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	20,243	243

2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注2)	4,118百万円
貸倒引当金	3,263
退職給付引当金	1,092
有価証券償却	662
その他有価証券評価差額金	546
固定資産の減損損失	382
減価償却費	317
賞与引当金	239
睡眠預金払戻損失引当金	96
資産除去債務	55
未払事業税	53
その他	490
繰延税金資産小計	11,320
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△3,845
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,588
評価性引当額小計(注1)	△6,434
繰延税金資産合計	4,886
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△966
退職給付信託返還資産評価益	△768
退職給付信託設定益	△222
繰延ヘッジ損益	△2
その他	△26
繰延税金負債合計	△1,985
繰延税金資産の純額	2,900百万円

(注1) 当事業年度において、その他有価証券評価差額金にかかる繰延税金資産が減少したこと及び繰越欠損金の期限切れ等により、繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)が2,444百万円減少しております。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	—	2,407	224	—	—	1,486	4,118
評価性引当額	—	△2,399	△156	—	—	△1,289	△3,845
繰延税金資産	—	8	68	—	—	196	(※2) 273

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断していません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,716円56銭
1株当たりの当期純利益金額	96円98銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	54円38銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託 (BBT) が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期末株式数は347千株であります。

また、当該保有株式は、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は354千株であります。

(関連当事者との取引)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。

2. 子会社、子法人等及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (百万円)
子会社	みちのく信用 保証株式会社	所有 直接100%	—	住宅ローン等の保 証	(注)	—	—

(注) みちのく信用保証株式会社は、当行の住宅ローン等の保証を引受けており、2021年3月末の保証残高は173,938百万円であります。また、当行の同子会社に対する期中の保証料の支払額は7百万円であり、代位弁済額は246百万円であります。

3. 兄弟会社等

該当ありません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

■ 連結計算書類

第49期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	392,795	預金	2,105,968
買入金銭債権	2,493	譲渡性預金	32,442
金銭の信託	20,243	コールマネー及び売渡手形	575
有価証券	179,109	借入金	109,630
貸出金	1,702,734	その他負債	10,601
外国為替	535	賞与引当金	821
リース債権及びリース投資資産	17,344	退職給付に係る負債	369
その他資産	28,062	役員株式給付引当金	370
有形固定資産	13,179	睡眠預金払戻損失引当金	317
建物	5,320	偶発損失引当金	211
土地	6,411	利息返還損失引当金	0
建設仮勘定	7	再評価に係る繰延税金負債	398
その他の有形固定資産	1,439	支払承諾	10,067
無形固定資産	2,916	負債の部合計	2,271,776
ソフトウェア	2,682	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	233	資本金	36,986
退職給付に係る資産	1,403	資本剰余金	31,589
繰延税金資産	3,277	利益剰余金	19,204
支払承諾見返	10,067	自己株式	△1,151
貸倒引当金	△13,645	株主資本合計	86,629
投資損失引当金	△23	その他有価証券評価差額金	1,183
		繰延ヘッジ損益	5
		土地再評価差額金	208
		退職給付に係る調整累計額	88
		その他の包括利益累計額合計	1,486
		非支配株主持分	601
		純資産の部合計	88,717
資産の部合計	2,360,494	負債及び純資産の部合計	2,360,494

第49期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		41,877
資金運用収益	24,875	
貸出金利息	18,491	
有価証券利息配当金	6,231	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	148	
その他の受入利息	2	
役務取引等収益	6,112	
その他業務収益	65	
その他経常収益	10,824	
償却債権取立益	257	
その他の経常収益	10,567	
経常費用		39,659
資金調達費用	154	
預金利息	140	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	7	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	3,413	
その他業務費用	4,422	
営業経費	20,830	
その他経常費用	10,838	
貸倒引当金繰入額	1,061	
その他の経常費用	9,777	
経常利益		2,217
特別利益		32
固定資産処分益	32	
特別損失		298
固定資産処分損	191	
減損損失	106	
税金等調整前当期純利益		1,951
法人税、住民税及び事業税	280	
法人税等調整額	△312	
法人税等合計		△32
当期純利益		1,984
非支配株主に帰属する当期純利益		42
親会社株主に帰属する当期純利益		1,942

第49期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	36,986	31,589	17,827	△1,225	85,177
当期変動額					
剰余金の配当			△578		△578
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,942		1,942
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				74	74
土地再評価差額金の取崩			13		13
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	—	1,377	74	1,451
当期末残高	36,986	31,589	19,204	△1,151	86,629

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△4,581	155	222	60	△4,143	571	81,606
当期変動額							
剰余金の配当							△578
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,942
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							74
土地再評価差額金の取崩			△13		△13		—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	5,765	△150		28	5,643	30	5,673
当期変動額合計	5,765	△150	△13	28	5,629	30	7,111
当期末残高	1,183	5	208	88	1,486	601	88,717

第49期（ 2020年4月1日から 2021年3月31日まで ）連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

みちのくリース株式会社

みちのく信用保証株式会社

みちのくカード株式会社

みちのく債権回収株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 2年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（3年～10年）に基づいて償却しております。
- (3) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
5. 貸倒引当金の計上基準
 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体又はグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2010年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、2011年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における2010年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は764百万円であります。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
6. 賞与引当金の計上基準
 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
7. 役員株式給付引当金の計上基準
 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料を收受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

15. 株式配当金の計上基準

株式配当金については、その支払を受けた日の属する連結会計年度に収益計上を行っております。

16. 重要なヘッジ会計の方法

その他有価証券のうち、保有する株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法として、信用取引等をヘッジ手段とする繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

17. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

18. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

19. 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

20. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続に基づいて会計処理を行っている主なものは、以下のとおりであります。

・投資信託解約損益の計上基準

投資信託（除くETF）の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」に計上しております。

当連結会計年度は、「有価証券利息配当金」に4,144百万円、「その他業務費用」に3,794百万円計上しております。

（追加情報）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

表示方法の変更

（会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 13,645百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」 「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 新型コロナウイルス感染症に関する事項

新型コロナウイルス感染症の収束時期については、2022年3月末頃と仮定しております。新型コロナウイルス感染症の信用リスクに及ぼす影響については、足元では政府等の支援策の効果により、影響は限定的なものにとどまると判断しているほか、影響の拡大・長期化に伴う取引先への影響については、個社に固有の事業状況及び今後の見通しも踏まえ、債務者区分判断に反映するとともに、状況に即した支援方針・支援策を検討しております。

なお、上記における仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済活動への影響が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 3,277百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来の合理的な見積可能期間（5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額（以下、「将来の課税所得」といいます。）に基づいて、当該見積可能期間の一時差異及び税務上の繰越欠損金（以下、「一時差異等」といいます。）のスケジューリングの結果、その回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは当行の中期経営計画を基礎としており、金融経済環境や地域経済の動向による影響や当行の経営計画の実行可能性を過年度の実績値との比較等を基に見積りをしております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

将来の課税所得や一時差異等のスケジューリングの変動等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 新型コロナウイルス感染症に関する事項

将来の課税所得の見積りの際、貸倒引当金の見積りにおいて使用した仮定は、「1. 貸倒引当金」「(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」「④ 新型コロナウイルス感染症に関する事項」に記載のとおりです。

なお、上記における仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済活動への影響が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託（BBT）に係る取引)

当行は、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は703百万円、株式数は347千株であります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い)

当行及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は3,135百万円、延滞債権額は17,860百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,675百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,671百万円であります。なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,146百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	15,686百万円
貸出金	136,722百万円
その他資産	31百万円

担保資産に対応する債務

預金	8,784百万円
借入金	107,300百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産9,169百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金638百万円が含まれております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、371,687百万円あります。このうち、原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が、364,999百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額

- | | |
|--|-----------|
| | 1,722百万円 |
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,018百万円 |
| 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 2,339百万円 |
| 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、22,638百万円であります。 | |

（連結損益計算書関係）

- 「その他の経常収益」には、株式等売却益32百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却112百万円、債権売却損1百万円を含んでおります。
- 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額106百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額（百万円）
青森県内	営業用店舗	土地、建物及び動産等	8
	遊休資産	土地、建物及び動産等	53
青森県外	営業用店舗	建物及び動産等	19
	遊休資産	土地、建物及び動産等	25
合計			106

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	18,135	—	—	18,135	
A種優先株式	4,000	—	—	4,000	
合計	22,135	—	—	22,135	
自己株式					
普通株式	524	0	36	488	(注) 1、2
A種優先株式	—	—	—	—	
合計	524	0	36	488	

(注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する株式347千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

 単元未満株式の買受による増加 0千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

 株式給付信託 (BBT) からの給付による減少 36千株

2. 新株予約権に関する事項

 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年 6月24日 定時株主総会	普通株式	359百万円	20.00円	2020年3月31日	2020年6月25日
	A種優先株式	108百万円	27.15円	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年 11月13日 取締役会	A種優先株式	109百万円	27.40円	2020年9月30日	2020年12月9日
合計		578百万円			

(注) 2020年6月24日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2020年3月31日基準日:384千株)に対する配当金7百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2021年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式及び優先株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 普通株式

配当金の総額 359百万円
1株当たり配当額 20.00円
基準日 2021年3月31日
効力発生日 2021年6月24日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2021年3月31日基準日:347千株)に対する配当金6百万円が含まれております。

② A種優先株式

配当金の総額 109百万円
1株当たり配当額 27.40円
基準日 2021年3月31日
効力発生日 2021年6月24日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務、クレジットカード業務、債権管理回収業務などの金融サービスを提供しております。

当行では、預金業務及び貸出業務並びに有価証券投資業務等を営んでおり、市場環境の変動により時価の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。当行では、経営環境・経済環境の変化や期間ミスマッチ等から金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（以下「ALM」という。）を行っております。

また、このようなALMの一環として、デリバティブ取引も行っております。

なお、当行の連結子会社においては、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社はございません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として地公体・法人向けの一般貸出金及び個人ローンであります。貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っており、トレーディング、純投資、政策投資の目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、市場の混乱など一定の環境の下で取引が困難になり損失を被る流動性リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は主として国内の法人及び個人からの預金であります。預金は金利変動リスク（市場リスク）に晒されております。

社債及び借入金、コールマネーについては、金利・市場価格の変動リスク（市場リスク）に晒されているほか、当行の信用状況が悪化した場合には、必要な資金が確保できない、または、資金の確保に当たって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

有価証券等のリスクコントロール及び外貨資産・負債に係る為替の変動リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、株式先渡取引、信用取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引については、金利・為替・市場価格の変動リスク（市場リスク）及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

「融資の基本理念（クレジット・ポリシー）」及び「信用リスク管理規程」に従い、年度毎に「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、「クレジットポートフォリオ管理方針」にて投融資限度額を定め、これを超過または超過することが見込まれる場合には、取引方針を策定し、取締役会へ報告するなど、厳格に運用しております。加えて、大口与信先の管理態勢としては、「信用リスク管理規程」、「融資権限規程」、「企業審査手続」に従い、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、大口与信先の期中業況のチェックを含めた信用格付の見直しを行っているほか、年1回、個社またはグループ先別に今後の取引方針を策定し、取締役会へ報告する態勢を構築しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、定期的にと取締役会へ報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部が監査しております。

デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理（金利・為替・市場価格の変動リスク）

市場リスクを管理するにあたっては、「市場リスク管理規程」に則り、バリュー・アット・リスク（以下「V a R」という。）及び評価損益増減・実現損益等の指標を用いて管理しており、連結会計年度毎に「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスク管理の高度化に継続して取り組むなど、牽制機能を発揮できる管理体制を構築しております。

具体的には、市場取引（デリバティブ取引を含む）に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）及び勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を市場金融部に、市場取引に関する組織から独立したモニタリング・リスク管理部署（ミドルオフィス）をリスクマネジメント部として相互牽制する体制としております。

リスクマネジメント部では、半期毎に設定するリスクリミット・損失限度枠等とこれらに対するアラームポイントに対し、日次でモニタリングを行っており、定期的にリスク量の状況について取締役会へ報告しております。

また、有価証券投資については、「市場ポートフォリオ基本規程」等に基づき、四半期毎に投資方針の策定を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であります。当行グループではこれらの金融資産及び金融負債についてV a Rを算定するに当たって、分散・共分散法（保有期間：10日～6ヶ月、信頼区間：99%、観測期間：1年）を採用しており、リスク特性を十分に勘案し算定しております。

当連結会計年度末における当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で9,103百万円となっております。

当行グループでは、モデルにより算定したV a Rと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、テスト結果に応じ、使用計測モデルを補完する仕組みを構築しております。ただし、V a Rは過去の市場変動をベースに一定の発生確率のもと統計的に算出した市場リスク量を表しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」及び「資金繰り管理規程」等に則り、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

また、日次でモニタリングを行い、定期的に取締役会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	392,795	392,795	—
(2) 買入金銭債権(※1)	2,492	2,492	—
(3) 金銭の信託	20,243	20,243	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	22,438	22,490	51
その他有価証券	152,748	152,748	—
(5) 貸出金	1,702,734		
貸倒引当金(※1)	△13,555		
	1,689,178	1,711,557	22,378
資産計	2,279,897	2,302,328	22,430
(1) 預金	2,105,968	2,105,975	6
(2) 譲渡性預金	32,442	32,442	—
(3) 借入金	109,630	109,629	△0
(4) その他負債			
借入有価証券	1,362	1,362	—
負債計	2,249,403	2,249,409	6
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期まで）を新規に借入を行った際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、返済期限の定めのない当座借越等は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) その他負債

借入有価証券については、株式は取引所の価格によっております。借入有価証券は全額ヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計が適用されている取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	株式信用取引	その他有価証券 (上場株式)	1,369	—	1,362

(※1) 契約額等は、当初売付け額の総額を記載しております。

(※2) 契約額等から時価を減算した金額である差額は7百万円であります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(※1)(※2)	2,479
小計	2,479
② 組合出資金(※2)(※3)	1,443
投資損失引当金(※4)	△23
小計	1,420
合計	3,899

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度における、非上場株式の減損処理額は0百万円であります。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(※4) 組合出資金について投資損失引当金を控除しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	364,234	—	—	—	—
有価証券(※1)	3,209	24,424	32,776	4,006	81,772
満期保有目的の債券	3,151	10,400	8,622	265	—
うち社債	3,151	10,400	8,622	265	—
その他有価証券のうち満期があるもの	57	14,024	24,154	3,741	81,772
うち地方債	—	—	—	—	12,220
社債	43	133	114	—	8,960
その他	14	13,891	24,040	3,741	60,591
貸出金(※2)	334,851	97,015	105,564	105,594	1,036,407
合計	702,296	121,440	138,341	109,601	1,118,180

(※1) 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない20,370百万円、期間の定めのないもの2,961百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金(※1)	2,061,948	40,417	3,602	0	—
譲渡性預金	32,442	—	—	—	—
コールマネー	575	—	—	—	—
借入金(※2)	57,376	50,438	216	—	—
合計	2,152,342	90,855	3,818	0	—

(※1) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含まれております。

(※2) 借入金のうち、期限の定めのないもの1,600百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	12,744	12,849	105
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	9,694	9,641	△53
合計		22,438	22,490	51

3. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,521	5,435	2,086
	債券	8,175	8,158	17
	地方債	6,181	6,168	12
	社債	1,994	1,990	4
	その他	54,788	53,482	1,305
	小計	70,486	67,076	3,409
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,425	1,805	△379
	債券	13,416	13,468	△51
	地方債	6,170	6,208	△38
	社債	7,246	7,259	△13
	その他	67,420	68,792	△1,372
	小計	82,262	84,066	△1,803
合計		152,748	151,142	1,605

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	220	220	0

私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	256	0	94
債券	34,430	17	276
地方債	18,642	—	229
社債	15,788	17	46
その他	8,086	69	—
合計	42,773	87	371

6. 保有目的を変更した有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、283百万円（うち株式83百万円、社債200百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	20,243	243

2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	3,853円72銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	97円67銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	54円72銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（BBT）が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期末株式数は347千株であります。

また、当該保有株式は、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は354千株であります。

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 みちのく銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 久保澤 和 彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 みちのく銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 久保澤 和 彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の監査部その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る(1)事業報告及びその附属明細書、(2)計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに(3)連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社みちのく銀行 監査等委員会

常勤監査等委員長 鶴海誠 一 ㊟

常勤監査等委員 小田中和彦 ㊟

監査等委員 西谷俊広 ㊟

監査等委員 若槻哲太郎 ㊟

(注) 監査等委員鶴海誠一、西谷俊広及び若槻哲太郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上